

# 役員等報酬規程

## 社会福祉法人わかば健成会 社会福祉法人わかば健成会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第八条及び第二一条の規程に基づき、役員等の報酬等について必要なことを定める。

(定義)

第2条 この規程に基づいて報酬を支給する役員等は次に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 業務執行理事
- (3) 理事
- (4) 監事
- (5) 評議員

(役員等の職務)

第3条 役員等の職務は以下のとおりとする。

- (1) 理事長 社会福祉法人わかば健成会の最高経営責任者とし、定款第一七条に定める理事会(以下理事会)を開催し、その業務を法及び定款その他の規則に基づいて執行する。
- (2) 業務執行理事 社会福祉法人わかば健成会定款第一七条に定める職務を執行する。
- (3) 理事 理事長を補佐して法人経営に助言を与えるとともに、理事会に出席し、決議を行う。
- (4) 監事 定款第一八条に定める監査及び職務を行う。
- (5) 評議員 定款第一〇条に定める項目について決議を行う。

(役員等の報酬の額)

第4条 第2条第1項および第2項に掲げる者の報酬は、その地位に当たることのみによつての支給はないものとする。

(その他の支給額)

第5条 第2条に掲げる者に対して、以下の実費を支給する。

- (1) 研修等に係る旅費及び研修費
- (2) 各職務上必要な調査及び書類等の必要経費
- (3) 法人より求められた各種手数料等
- (4) その他

(その他)

第6条 以上で定めるもののほか、必要な事項は理事会で決議する。

附則

この規程は、2010年9月18日から施行する。

2015年4月1日 改正

2017年4月1日 改正